

令和 8 年10月 1 日

令和 8 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第53条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

沖縄県警察本部長

令和 8 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱

1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条の規定に基づいて、沖縄県警察が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、沖縄県警察のホームページで公表している個人情報ファイル簿の個人情報ファイルのうち、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています（「行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイル」欄に「該当」とあるものです。）。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されていることとなるもの（法第60条第 3 項第 1 号）。
- (2) 個人情報ファイルに沖縄県情報公開条例（平成13年10月23日条例第37号）による開示請求（情報公開請求）があったとしたならば、次のア又はイのいずれかを行うこととなるもの
 - ア 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第60条第 3 項第 2 号イ）
 - イ 沖縄県情報公開条例の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第60条第 3 項第 2 号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第60条第 3 項第 3 号）。

3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その

他の団体の別を問いません（代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第113条の規定により、次の(1)から(6)までに掲げる欠格事由のいずれかに該当するものは、提案できません。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの

4 募集期間

令和8年10月1日（木）から同年11月2日（月）までの間

5 提案の方法

(1) 提案書類

提案に当たっては、次のアからオまでの書類を提出してください。（ア、イ及びオの様式は本公示を入手したページの提出書類から入手できます。）

なお、必要に応じて、追加の書類を求めることがあります。

ア 提案書（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書）

イ 誓約書（上記3の(1)から(6)までに該当しないことを誓約する書面）

ウ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面（任意様式）

エ 提案をする者の本人確認書類（提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付して下さい。）

オ 委任状（代理人の権限を証する書面。代理人による提案をする場合に限りします。）

(2) 提案書類の提出方法

持参（注1）又は郵送及び信書便（注2）により、提案書類を2部提出してください。

提案書類の提出先

〒900-0021

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県警察本部警務部広報相談課情報公開係

(注1) 持参による場合は、平日の午前8時30分から午後4時まで（午後零時から午後1時までを除く。）

(注2) 郵送及び信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きし、書留等配達証明ができる方法をとっていただき、募集期間内に必ず提出先に届くように提出してください。

6 提案の審査基準

提案については、次の(1)から(7)までに掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- (1) 提案者が法第113条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める基準に適合するものであること。
- (4) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- (5) 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- (7) 行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、当該提案が上記6の審査基準に適合していると認めるときは規則別記様式第9（審査結果通知書）により、当該提案が上記6の審査基準に適合していないと認めるときは規則別記様式第11（審査結果通知書）に理由を付して、当該提案をした者（以下「提案者」という。）に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

当該提案が上記6の審査基準に適合すると認めるときは、規則別記様式第9（審査結果通知書）において指定する規則第39条第1項各号に掲げる書類（規則別記様式第10行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書）及び契約の締結に関する書類（契約書2通）を指定日までに提出し、所定の手数料を納付していただくことにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

なお、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は

認めません。

9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要項の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 沖縄県警察からの審査結果通知書等の発送費用を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、提案書類の説明や提案書類の追加または訂正を求めることがあります。
- (4) 沖縄県警察が作成及び提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は沖縄県警察に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。
- (7) 沖縄県警察が行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合に、提案内容の一部を公開することがあります。

10 提案に関する連絡先

提案の手続等については、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部広報相談課情報公開係 電話（代表） 098-862-0110
--

11 その他

提案書の受付から行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の契約期間が終了するまでの間、提案内容の確認や加工の方法等、業務の円滑な実施のために、随時、沖縄県警察と連絡をとっていただきます。